

<危険物・保安>  
 才 消防法関係

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
引火点の高い液体の危険物からの除外 (総務省)	a 消防法における引火性液体の規定について、引火点が250度程度を超える引火性液体については、危険物から除外する。 【消防法の一部を改正する法律(平成13年法律第98号)】	法案成立、公布	措置 (6月施行予定)	
	b 引火点が100度程度から250度程度の引火性液体の危険物の貯蔵・取扱施設の技術基準の合理化を図る。 【危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成13年政令第300号) 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成13年総務省令第136号)】	政省令改正	措置 (6月施行予定)	